



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(高齢者福祉介護課) 1

告 示

- かいの指定 (財政課) 1
- 自衛官候補生の募集 (市町村課) 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新・8件 (自然保護・緑化推進課) 2
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定・5件 (自然保護・緑化推進課) 3
- 民有保安林の指定 (森林管理課) 4
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定 (水産課) 5
- 事業の認定 (用地課) 5
- 都市計画事業の変更の認可 (下水道課) 6

公 告

- 補正予算の公表 (財政課) 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定 (総合情報政策課) 12
- 建設業者の許可の取消し (技術・建設業課) 12
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画・モノレール課) 16

規 則

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第69号

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年沖縄県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第550号

沖縄県財務規則 (昭和47年沖縄県規則第12号) 第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県立やえせ高等支援学校

沖縄県告示第551号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度における自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
自衛官候補生 (男子)	平成27年10月30日から 同年11月16日まで	平成27年11月21日	那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
		平成27年11月28日	宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
		平成27年11月29日	石垣市字登野城55番地	石垣地方合同庁舎

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部那覇分駐所（電話番号098-863-5280）まで問い合わせること。

沖縄県告示第552号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、西銘岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第553号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、佐手鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第554号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、与那覇岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第555号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、名護岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第556号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、山田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月15日から平成47年11月14日まで

沖縄県告示第557号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、具志川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月15日から平成47年11月14日まで

沖縄県告示第558号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、仲里鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月15日から平成47年11月14日まで

沖縄県告示第559号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、狩俣・島尻鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

更新後の存続期間 平成27年11月15日から平成47年11月14日まで

沖縄県告示第560号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、西銘岳鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 西銘岳特別保護地区
 - 2 区域 沖縄県国頭郡国頭村所在国有林宇嘉事業区55林班イ小班及び56林班イ小班的各一部の区域
 - 3 存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで
-

沖縄県告示第561号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、佐手鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 佐手特別保護地区
- 2 区域 沖縄県国頭郡国頭村所在国有林佐手事業区62林班イ小班の一部の区域

3 存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第562号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、与那覇岳鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 与那覇岳特別保護地区
- 2 区域 沖縄県国頭郡国頭村所在民有林9林班い2、い3、ろ1、ろ2及びろ3の各小班、10林班に2小班、11林班い10及びろ1の各小班並びに12林班い2、ろ1及びは1の各小班的区域
- 3 存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第563号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、名護岳鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 名護岳特別保護地区
- 2 区域 沖縄県名護市所在民有林14林班ろ、は、に、ほ、へ、と、り、ぬ及びかの各準林班並びにい1及びち2の各小班並びに16林班い、は、に、ほ及びへの各準林班並びにろ1小班的区域
- 3 存続期間 平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

沖縄県告示第564号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、具志川鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 名称 具志川特別保護地区
- 2 区域 沖縄県島尻郡久米島町所在上江洲ダムの最高水位時の湛水域の区域
- 3 存続期間 平成27年11月15日から平成47年11月14日まで

沖縄県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 竹富町字黒島南風原2081番1、2082番1、2083番2、2084番2、2088番95、2088番98、2088番99
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振

興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第566号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、今帰仁加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第567号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 南城市
- 2 事業の種類 大里北小学校校舎改築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県南城市大里字嶺井大那原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
大里北小学校校舎改築事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である南城市が事業主体となって、起業地内に南城市立大里北小学校（以下「北小学校」という。）を整備するものであり、法第3条第21号に該当する事業である。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
南城市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 事業の施行により得られる公共の利益について
北小学校における校舎、体育館等の各施設は、天井や壁にコンクリート剥離がみられるなど老朽化が進み、平成19年度に実施された耐力度調査において、危険建物と判断される等、児童の安全確保が困難な状況となっている。また、学校敷地が狭いため、校舎等の建替えに際して、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目に規定する面積の確保が難しく、新たな施設の整備が行えない状況である。さらに、現在の学校位置は、通学区域内の北端となり、生徒の通学距離に隔たりが生じているため、その解消が強く望まれている状況である。
本件事業は、このような状況に対応するため、手狭な現在地から移転して、起業地に官公庁施設の総合耐震計画基準に適合する災害に強い北小学校を整備するものである。
本件事業の施行により、老朽化した現在の北小学校に通っている児童の安全を確保し、多様化する社会に対応する高機能な学習環境が整った学校施設を整備することができる。また、新たに建設される北小学校は、通学区域内の中央に位置し、通学距離の隔たりを解消することに加え、災害等発生時において重要な避難場所の一つとしての役割を担うものである。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。
 - イ 事業の施行によって失われる利益について
本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を施すとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、通学距離の隔たりを解消できること、事業費の規模が小さいこと等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、北小学校における各施設は、老朽化が進み児童の安全確保が困難な状況となっていることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 南城市教育委員会教育施設課

沖縄県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1080号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 西原町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業

(2) 名称 西原町公共下水道

3 事業施行期間 平成8年12月10日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 平成8年沖縄県告示第1080号、平成12年沖縄県告示第230号、平成16年沖縄県告示第224号、平成20年沖縄県告示第299号及び平成24年沖縄県告示第453号の事業地に西原町字掛保久智真謝、尻原及び崎原並びに字小那覇兼城原、内仲伊保原、古茶川原、稲国原、仲伊保原、前原及び壺川を加え、西原町字兼久勝連川及び古川原、字我謝前川及び上ノ川、字小波津前原及び赤毛、字安室後ノ川原及び佐久真原、字呉屋前原及び西門、字津花波前原及び呉屋田原、字桃原恩玉原、字内間内間並びに字幸地上千増、南良及び幸地において事業地を変更する。

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成27年10月16日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成27年10月30日

平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

平成27年度沖縄県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に2,028,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ748,525,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	使用料及び手数料	13,112,474	570	13,113,044
	1 使 用 料	10,583,871	570	10,584,441
10	国庫支出金	232,607,921	559,767	233,167,688
	1 国庫負担金	42,458,460	277,966	42,736,426
	2 国庫補助金	188,234,769	281,801	188,516,570

13 繰 入 金		36,926,512	233,737	37,160,249
	2 基金繰入金	36,803,041	233,737	37,036,778
14 繰 越 金		1	731,419	731,420
	1 繰 越 金	1	731,419	731,420
15 諸 収 入		23,931,960	443,078	24,375,038
	5 受託事業収入	4,315,901	405,000	4,720,901
	8 雑 入	2,552,534	38,078	2,590,612
16 県 債		60,338,200	59,700	60,397,900
	1 県 債	60,338,200	59,700	60,397,900
歳 入 合 計		746,497,000	2,028,271	748,525,271

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		77,623,955	4,827	77,628,782
	1 総務管理費	17,514,020	20,329	17,534,349
	2 企画費	17,968,989	△ 35,975	17,933,014
	3 徴税費	4,643,699	20,473	4,664,172
3 民 生 費		105,240,751	413,548	105,654,299
	1 社会福祉費	65,482,494	176,216	65,658,710
	2 児童福祉費	30,622,838	237,332	30,860,170
4 衛 生 費		36,509,047	458,322	36,967,369
	1 公衆衛生費	17,304,571	15,042	17,319,613
	2 環境衛生費	1,508,552	98,763	1,607,315

	3 環 境 保 全 費	2,812,492	45,028	2,857,520
	5 医 薬 費	7,336,994	299,489	7,636,483
6 農 林 水 産 業 費		57,055,441	38,156	57,093,597
	1 農 業 費	22,340,374	19,693	22,360,067
	5 水 産 業 費	7,387,492	18,463	7,405,955
7 商 工 費		43,441,134	158,874	43,600,008
	2 工 鉱 業 費	29,505,444	158,874	29,664,318
8 土 木 費		105,125,127	521,265	105,646,392
	1 土 木 管 理 費	22,136,987	378,936	22,515,923
	2 道 路 橋 り ょ う 費	30,559,473	15,000	30,574,473
	4 港 湾 費	11,604,856	8,000	11,612,856
	5 都 市 計 画 費	21,455,860	45,000	21,500,860
	7 空 港 費	5,735,007	74,329	5,809,336
9 警 察 費		32,873,729	31,889	32,905,618
	1 警 察 管 理 費	30,046,369	25,700	30,072,069
	2 警 察 活 動 費	2,827,360	6,189	2,833,549
10 教 育 費		163,147,632	12,390	163,160,022
	1 教 育 総 務 費	15,283,177	12,390	15,295,567
11 災 害 復 旧 費		3,281,796	389,000	3,670,796
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,792,650	389,000	2,181,650
歳 出	合 計	746,497,000	2,028,271	748,525,271

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			千円 299,110
	3 農 地 費		134,400
		水利施設整備事業（交付金事業）	134,400
	5 水 産 業 費		164,710
		水産生産基盤整備事業	164,710
8 土 木 費			13,466,743
1 土 木 管 理 費			2,796,324
	沖縄振興公共投資交付金 （道路街路課市町村事業）		2,615,724
		沖縄振興公共投資交付金 （下水道課市町村事業）	180,600
	2 道路橋りょう費		2,785,617
		沖縄都市モノレール道 整備事業費（道路）	1,706,717
		地域連携推進事業費 （地域高規格道路）	265,000
		社会資本整備総合交付金（道路）	368,000
		沖縄振興公共投資交付金（道路）	445,900
	3 河 川 海 岸 費		50,934
		社会資本整備総合交付金（河川）	50,934
	5 都 市 計 画 費		6,815,539
		沖縄都市モノレール道 整備事業費（街路）	1,013,704
都市モノレール受託事業費		3,086,735	
沖縄振興公共投資交付金事業費 （街 路）		2,239,800	
公園費（社会資本交付金）		475,300	
7 空 港 費		1,018,329	
	南北大東空港夜間照明整備事業	1,018,329	
合 計			13,765,853

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
都市モノレール建設推進費	平成28年度	950,000
公共離島空港整備事業費	平成28年度	85,168

第 4 表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
沖縄振興特別推進 交付金事業	千円 2,981,700	千円 7,300	千円 2,989,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。
公共事業等	15,106,000	△ 32,400	15,073,600			
災害復旧事業	641,900	84,800	726,700			

				(借入時期) 平成27年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
合 計	60,338,200	59,700	60,397,900			

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CORAL21ネットワーク機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成27年8月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 落札金額 124,156,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年7月14日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年8月6日
- (2) 商号名 丸哲工務店
- (3) 代表者名 砂川哲男
- (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根227番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第9297号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年8月11日

- (2) 商号名 有限会社翔光プラン
(3) 代表者名 西筋義憲
(4) 所在地 那覇市壺屋2丁目22番19号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11927号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成27年8月11日
(2) 商号名 コーラルブルー合同会社
(3) 代表者名 大嶺喜美男
(4) 所在地 読谷村字楚辺2223番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12350号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成27年8月11日
(2) 商号名 沖縄協同ガス株式会社
(3) 代表者名 比嘉貞雄
(4) 所在地 八重瀬町字外間115番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25) 第11630号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成27年8月11日
(2) 商号名 有限会社崎浜電気水道工事
(3) 代表者名 崎濱千春
(4) 所在地 うるま市石川2428番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第2772号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成27年8月11日
(2) 商号名 常有建設株式会社
(3) 代表者名 大浦竜治
(4) 所在地 宮古島市伊良部字池間添923番地13
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第7591号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成27年8月11日
(2) 商号名 有限会社ニケン電工

- (3) 代表者名 松田朝子
(4) 所在地 宜野湾市我如古一丁目30番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第4440号、沖縄県知事 許可(般-22)第4440号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成27年8月17日
(2) 商号名 島袋工業
(3) 代表者名 島袋茂雄
(4) 所在地 沖縄市美里五丁目1番6号當山アパート102
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12291号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成27年8月20日
(2) 商号名 株式会社オーシーエヌテクニカルサービス
(3) 代表者名 國場幸一
(4) 所在地 那覇市久茂地1丁目2番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第6776号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成27年8月20日
(2) 商号名 神谷電設
(3) 代表者名 神谷忠
(4) 所在地 八重瀬町字小城608番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12772号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成27年8月20日
(2) 商号名 有限会社開光建設
(3) 代表者名 松根弘之
(4) 所在地 読谷村字都屋355番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第9352号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成27年8月20日
(2) 商号名 大洋電気工事株式会社
(3) 代表者名 糸数優子
(4) 所在地 那覇市赤嶺2丁目14番地10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第176号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成27年7月24日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成27年8月20日
(2) 商号名 有限会社グリーンハウスプラン
(3) 代表者名 中原盛光

- (4) 所在地 浦添市当山二丁目16番11号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11273号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月24日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成27年8月20日
- (2) 商号名 有限会社輪
 - (3) 代表者名 大山健一
 - (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根224番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第10135号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成27年8月21日
- (2) 商号名 丸瀬建設
 - (3) 代表者名 瀬長常雄
 - (4) 所在地 豊見城市字我那覇368番地4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第3338号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年8月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日
- (2) 商号名 有限会社ユタカ建設
 - (3) 代表者名 山本豊
 - (4) 所在地 東村字宮城410番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第11048号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日
- (2) 商号名 マルキ産業株式会社
 - (3) 代表者名 森永浩之
 - (4) 所在地 那覇市曙2丁目25番24号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第5068号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月30日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日
- (2) 商号名 合資会社本部圧送
 - (3) 代表者名 根路銘国夫
 - (4) 所在地 本部町字谷茶443番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第10290号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日

- (2) 商号名 株式会社彩工務店
 - (3) 代表者名 比嘉安生
 - (4) 所在地 浦添市西原一丁目7番1号101号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12393号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日
- (2) 商号名 株式会社伸和建设
 - (3) 代表者名 名嘉重男
 - (4) 所在地 那覇市字上間293番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第4086号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月31日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日
- (2) 商号名 有限会社ケイエイ工設
 - (3) 代表者名 幸喜正寿
 - (4) 所在地 与那原町字与那原3639番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第11131号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年7月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成27年9月3日
- (2) 商号名 喜納組
 - (3) 代表者名 喜納清隆
 - (4) 所在地 嘉手納町字嘉手納72番地ベアーズコート嘉手納502号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第11248号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年8月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宜野湾市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--